

大磯町子ども基金条例

(設置の目的)

第1条 次代を担う子どもたちが笑顔にあふれ、未来に夢と希望をもち、心豊かに、たくましく成長できる環境づくり等を目的とした事業推進を図るため、大磯町子ども基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 基金の趣旨に沿う寄付金の額
- (2) 前号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 この基金は、次に掲げる目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 子どもの自主的な活動への支援
- (2) 講座、講習、研修会などの開催
- (3) 文化、芸能、祭礼に関する支援などの活動への補助及び助成
- (4) 備品、物品等の購入
- (5) その他子どもたちの教育保育環境の整備に関し、町長が必要と認めたとき

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年11月29日提出

大磯町長 中 崎 久 雄